

四月臨時会が開催されました

～常任委員会の数・名称等を変更～

四月十一日に開催された臨時会において、市長部局の組織・機構改革にあわせ、常任委員会の数を四から三に、委員定数を六名から八名に変更しました。
また、若狭消防組合議会議員の選挙および五件の専決処分を承認しました。

民生文教常任委員会	まちづくり常任委員会	企画総務常任委員会
福祉環境部、教育委員会の所管に属する事項	市民まちづくり部、産業建設部の所管に属する事項	企画経営部、総務部、議会事務局、会計課、監査委員等の所管に属する事項
委員長 池田 英之 副委員長 池尾 正彦 委員 岡尾 正雄 " 宮崎治宇蔵 " 純子 明 " 岡 明男 " 中野健一郎 " 松尾 剛	委員長 山口 貞夫 副委員長 水尾 源二 委員 西本 正俊 " 清水 正信 " 重田 辰男 " 山本 益弘 " 濱岸 利一 " 木橋 正昭	委員長 富永 芳夫 副委員長 荒木 弘 委員 小堂 清之 " 中村千代子 " 石野 保 " 深谷 嘉勝 " 山崎 勝義 " 石橋 和彦

～一口メモ～

「専決処分」とは・・・

本号の議会だよりも登場するこの言葉は、一般では耳慣れない言葉ですが、行政を進める上では良く使われます。

基本的に議会の議決が必要な事件については、正規の手続きを執る（議会を開会する）こととなります。時間的に議会を招集することが困難な場合など法で定められた事由に適する場合（法律の規定による専決処分という。）または議会の議決により首長に委任された場合（議会の委任による専決処分という。）について、首長が議会に代わり処分することをいいます。

首長は専決処分をした場合には、直近の議会で報告することとされており、特に法律の規定による専決処分の場合については、報告の後、議会の承認を得ることが必要とされています。

（地方自治法第179条および第180条）

臨時会の議案件数と結果について

議案 六件

条例 一件

専決処分 五件

（原案可決）

予算 二件

（原案承認）

一般会計 一件

（原案承認）

企業会計 一件
(原案承認)
条例 二件
(原案承認)

●若狭消防組合議会議員
山本益弘議員
杓子明議員

石野保・岡尾正雄両議員が若狭消防組合議会議員を辞職したことに伴い、二名の欠員が生じたため、補充選挙を行いました。

若狭消防組合議会議員交代しました

（お知らせ）
四月一日付けの人事異動により議会事務局の職員が変わりました。

新議会事務局長 中野繁

次長 塩野喜一郎

書記 奥原正子

佐藤善祐一子

編集後記

い。意見・ご要望をお寄せください。読みやすいようにしていきたいと思ってあります。お気づきの点がありましたら、お気軽にご意見・ご要望をお寄せください。

△編集委員会△
委員 委員長 副委員長
石橋 池尾 荒木 池田 深谷 山口
和彦 弘英之 嘉勝 貞夫